令和6年度介護報酬改定 体制届に係る提出要否対応表

○提出の判断における基本的な考え方

- ・報酬改定の有無に関わらず新たに算定する場合又は区分等を変更する場合は、提出を要する。(通常の考え方と同じ。)
- ・廃止される加算又は区分は提出を要しない。(自動的に加算対応が終了となる。)
- ・新設の加算を算定しない場合は提出を要しない。(原則として、要件に該当しない旨の対応となる。)
- ・報酬改定により要件が見直された加算は、新たな要件に合致することを確認の上、区分の変更が無い場合は、体制届の提出を要しない。(新たな要件に合致しない場合等は提出を要する。)

岩手県盛岡市 保健福祉部介護保険課

- ・次の加算を算定する場合で、「提出を要する場合」に示す区分に変更する場合は、提出を要する。
- ・ただし、「旧加算の読み替え対応」に記載がある内容での変更の場合は、提出を要しない。(※旧区分の読み替え不可 等の記載の場合は、提出を要する。)

連番		サービス名称	体制等名称	令和6年度報酬改定に伴い体制届の提出を 要する条件(盛岡市の取り扱い)	旧加算の読み替え対応				
1	11 訪問介護/A2		介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
2	12 訪問入浴/62	2 介護予防訪問入浴	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
3	13 訪問看護/63	3 介護予防訪問看護	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」に該当する場合					
4	13 訪問看護		緊急時訪問看護加算	「3 加算Ⅰ」に該当する場合	旧「2 あり」の場合は 新「2 加算Ⅱ」に読み替え可能				
5	63 介護予防訪問	看護	緊急時介護予防訪問看護加算	「3 加算Ⅰ」に該当する場合	旧「2 あり」の場合は 新「2 加算Ⅱ」に読み替え可能				
6	13 訪問看護/63	3 介護予防訪問看護	専門管理加算	「2 あり」に該当する場合					
7	13 訪問看護		遠隔死亡診断補助加算	「2 あり」に該当する場合					
8	13 訪問看護/63	3 介護予防訪問看護	口腔連携強化加算	「2 あり」に該当する場合					
9	14 訪問リハビリラ ビリテーション	テーション/64 介護予防訪問リハ	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」に該当する場合					
		テーション/64 介護予防訪問リハ	口腔連携強化加算	「2 あり」に該当する場合					
	14 訪問リハビリラ	テーション	リハビリテーションマネジメント加算	旧「加算Bイ」、「加算Bロ」で、 「1 なし」以外に該当する場合	旧「3 加算Aイ」の場合は 新「3 加算イ」に、 旧「6 加算Aロ」の場合は 新「6 加算ロ」に、 それぞれ読み替え可能				
12	14 訪問リハビリ	テーション	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	「2 あり」に該当する場合					
		6 【総合事業】通所型サービス	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
14	16 通所リハビリテ ビリテーション	テーション/66 介護予防通所リハ	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
15	16 通所リハビリ ュ ビリテーション	テーション/66 介護予防通所リハ	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」に該当する場合					
4.	16 通所リハビリ ュ ビリテーション	テーション/66 介護予防通所リハ	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	「2 あり」に該当する場合					
17	16 通所リハビリ	テーション	リハビリテーションマネジメント加算	旧「加算Bイ」、「加算Bロ」で、 「1 なし」以外に該当する場合	旧「3 加算Aイ」の場合は 新「3 加算イ」に、 旧「6 加算Aロ」の場合は 新「6 加算ロ」に、 それぞれ読み替え可能				
18	16 通所リハビリ	テーション	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	「2 あり」に該当する場合					
19	16 通所リハビリラ	テーション	施設等の区分	「D 大規模の事業所(病院・診療所)」、 「E 大規模の事業所(介護老人保健施設)」、 「F 大規模の事業所(介護医療院)」、 「G 大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」、 「H 大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」、 「J 大規模の事業所(特例)(介護医療院)」 に該当する場合					
20	16 通所リハビリ . ビリテーション	テーション/66 介護予防通所リハ	業務継続計画策定の有無	「1 減算型」に該当する場合					
21	16 通所リハビリ : ビリテーション	テーション/66 介護予防通所リハ	一体的サービス提供加算	「2 あり」に該当する場合	旧「2 あり」で「栄養アセスメント・栄養改善体制」 及び「口腔機能向上加算」を算定している場合は 新 「2 あり」に読み替え可能				
22	21 短期入所生活 介護	介護/24 介護予防短期入所生活	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合	※併設本体施設における介護職員等処遇改善加算 I の届出状況 についても、確認すること。				
23	22·23·2A 短期 予防短期入所療養	引入所療養介護/25·26·2B 介護 介護	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合	※併設本体施設における介護職員等処遇改善加算 I の届出状況 についても、確認すること。				
24	31 居宅療養管理 指導	指導/34 介護予防居宅療養管理	医療用麻薬持続注射療法加算	「1 なし」以外に該当する場合					
		指導/34 介護予防居宅療養管理	在宅中心静脈栄養法加算	「1 なし」以外に該当する場合					
27	33 特定施設入居 設入居者生活介護	者生活介護/35 介護予防特定施	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
27	51 介護福祉施設	サービス	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
28	52 介護保健施設	*サービス	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
29	55 介護医療院サ	ビス	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
30		持対応型訪問介護看護	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
31	サービス	所介護/A6 【総合事業】通所型	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
32	応型通所介護	通所介護/74 介護予防認知症対	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
33	多機能型居宅介護期利用)/69 介調利用)	型居宅介護/75 介護予防小規模 /68 小規模多機能型居宅介護(短 獲予防小規模多機能型居宅介護(短	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
34	32 認知症対応型症対応型抗力 (短期利用)/ 活介護(短期利用)/ 活介護(短期利用)	!共同生活介護/37 介護予防認知介護/38 認知症対応型共同生活39 介護予防認知症対応型共同生	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
35	54 地域密着型介	護老人福祉施設入所者生活介護	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					
36	77 複合型サービ	ス(看護小規模多機能型居宅介護)	介護職員等処遇改善加算	「1 なし」以外に該当する場合					

令和6年度介護報酬改定 体制届に係る提出要否対応表

○提出の判断における基本的な考え方

- ・報酬改定の有無に関わらず新たに算定する場合又は区分等を変更する場合は、提出を要する。(通常の考え方と同じ。)
- ・廃止される加算又は区分は提出を要しない。(自動的に加算対応が終了となる。)
- ・新設の加算を算定しない場合は提出を要しない。(原則として、要件に該当しない旨の対応となる。)
- ・報酬改定により要件が見直された加算は、新たな要件に合致することを確認の上、区分の変更が無い場合は、体制届の提出を要しない。(新たな要件に合致しない場合等は提出を要する。)

岩手県盛岡市 保健福祉部介護保険課

- ・次の加算を算定する場合で、「提出を要する場合」に示す区分に変更する場合は、提出を要する。
- ・ただし、「旧加算の読み替え対応」に記載がある内容での変更の場合は、提出を要しない。(※旧区分の読み替え不可 等の記載の場合は、提出を要する。)

連番	サービス名称	体制等名称		酬改定に伴い体制届の提出を 牛(盛岡市の取り扱い)	旧加算の読み替え対応				
■令和6年4月改定事項									
1 11 1	訪問介護/A2 【総合事業】訪問型サービス	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」	に該当する場合					
2 11	訪問介護/A2 【総合事業】訪問型サービス	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	「2 該当」を	算定する場合					
3 11	訪問介護/A2 【総合事業】訪問型サービス	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供 (利用者50人以上))	「2 該当」を	 算定する場合					
4 11 }	訪問介護/A2 【総合事業】訪問型サービス	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割 合90%以上)	「2 該当」を	算定する場合					
5 11 }	訪問介護/A2 【総合事業】訪問型サービス	口腔連携強化加算	「2 あり」に	該当する場合					
6 12	訪問入浴/62 介護予防訪問入浴	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」	に該当する場合					
8 15	通所介護/A6 【総合事業】通所型サービス	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」	に該当する場合					
9 15	通所介護/A6 【総合事業】通所型サービス	業務継続計画策定の有無	 「1 減算型」	に該当する場合					
9 A6	【総合事業】通所型サービス	一体的サービス提供加算	「2 あり」に	該当する場合	旧「2 あり」で「栄養アセスメント・栄養改善体制」 及び「口腔機能向上加算」を算定している場合は 新 「2 あり」に読み替え可能				
11 21 分護	短期入所生活介護/24 介護予防短期入所生活	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」	に該当する場合					
	短期入所生活介護/24 介護予防短期入所生活	業務継続計画策定の有無	「1 減算型」	に該当する場合					
13 介護	短期入所生活介護/24 介護予防短期入所生活	口腔連携強化加算	「2 あり」に	該当する場合					
	短期入所生活介護/24 介護予防短期入所生活	生産性向上推進体制加算	「1 なし」以	外に該当する場合					
15 33	特定施設入居者生活介護/35 介護予防特定施 居者生活介護	高齢者虐待防止推進実施の有無	 「1 減算型」	に該当する場合					
1, 33	日日工冶介設 特定施設入居者生活介護/35 介護予防特定施 居者生活介護	 業務継続計画策定の有無	「1 減算型」	に該当する場合					
17 33	日日	夜間看護体制加算	「3 加算 I 」		旧「2 対応可」の場合は 新「2 加算Ⅱ」に読み替 え可能				
10 33	日日工冶介設 特定施設入居者生活介護/35 介護予防特定施 居者生活介護	 高齢者施設等感染対策向上加算	「2 あり」に		7 J HG				
10 33	日日工冶介設 特定施設入居者生活介護/35 介護予防特定施 居者生活介護		「2 あり」に	 該当する場合					
	日日工冶介設 特定施設入居者生活介護/35 介護予防特定施 居者生活介護	生産性向上推進体制加算	「1 なし」以	 外に該当する場合					
	日日工 <u>作</u> 71段 居宅介護支援	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置 の体制	「2 あり」に	 該当する場合					
22 51		高齢者虐待防止推進実施の有無	 「1 減算型」	 に該当する場合					
23 51		 業務継続計画策定の有無	 「1 減算型」	 に該当する場合					
24 51		 個別機能訓練加算	 「1 なし」以	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	※旧区分の読み替え不可				
25 51		 認知症チームケア推進加算	 「1 なし」以	――――――――――――――――――――――――――――――――――――					
26 51	 介護福祉施設サービス	 高齢者施設等感染対策向上加算	「2 あり」に	 該当する場合					
27 51	 介護福祉施設サービス	 高齢者施設等感染対策向上加算 II	「2 あり」に	 該当する場合					
28 51	 介護福祉施設サービス	上 生産性向上推進体制加算	 「1 なし」以	 外に該当する場合					
29 52		 高齢者虐待防止推進実施の有無	 「1 減算型」	 に該当する場合					
30 52		 業務継続計画策定の有無	 「1 減算型」	 に該当する場合					
31 52	 介護保健施設サービス		 「1 なし」以	 外に該当する場合					
32 52		リハビリ計画書情報加算	「3 加算 I 」						
33 52		 高齢者施設等感染対策向上加算	「2 あり」に		2H K				
34 52	 介護保健施設サービス	 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	「2 あり」に	該当する場合					
35 52		生産性向上推進体制加算	「1 なし」以	 外に該当する場合					
36 55		 高齢者虐待防止推進実施の有無		に該当する場合					
37 55		 業務継続計画策定の有無	「1 減算型」	 に該当する場合					
38 55		リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出	「1 なし」以	 外に該当する場合					
39 55		 認知症チームケア推進加算	「1 なし」以	外に該当する場合					
40 55		高齢者施設等感染対策向上加算 I	「2 あり」に	 該当する場合					
41 55		 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	「2 あり」に	 該当する場合					
42 55		生産性向上推進体制加算	「1 なし」以	 外に該当する場合					
43 76		 高齢者虐待防止推進実施の有無	 「1 減算型」	に該当する場合					
44 76		総合マネジメント体制強化加算	「3 加算 I 」		 旧「2 あり」の場合は 新「2 加算Ⅱ」に読み替え 可能				
45 76		 口腔連携強化加算	「2 あり」に		73 HG				
46 78 サート	地域密着型通所介護/A6 【総合事業】通所型	 高齢者虐待防止推進実施の有無	 「1 減算型」	 に該当する場合					
	地域密着型通所介護/A6 【総合事業】通所型	 業務継続計画策定の有無	 「1 減算型」	 に該当する場合					
	₩₩☆美刑洛武人群 /AC 【炒△亩类】洛武刑	 重度者ケア体制加算	「2 あり」に						
$ _{40} 72$	認知症対応型通所介護/74 介護予防認知症対	【療養通所】 高齢者虐待防止推進実施の有無		に該当する場合					
** 応型	通所介護	150回2 ロ161215715715771577 日 ※	・1 / / / / / /	1〜5% 二 ソ 0 7 7 日					

令和6年度介護報酬改定 体制届に係る提出要否対応表

○提出の判断における基本的な考え方

- ・報酬改定の有無に関わらず新たに算定する場合又は区分等を変更する場合は、提出を要する。(通常の考え方と同じ。)
- ・廃止される加算又は区分は提出を要しない。(自動的に加算対応が終了となる。)
- ・新設の加算を算定しない場合は提出を要しない。(原則として、要件に該当しない旨の対応となる。)
- ・報酬改定により要件が見直された加算は、新たな要件に合致することを確認の上、区分の変更が無い場合は、体制届の提出を要しない。(新たな要件に合致しない場合等は提出を要する。)

岩手県盛岡市 保健福祉部介護保険課

- ・次の加算を算定する場合で、「提出を要する場合」に示す区分に変更する場合は、提出を要する。
- ・ただし、「旧加算の読み替え対応」に記載がある内容での変更の場合は、提出を要しない。(※旧区分の読み替え不可 等の記載の場合は、提出を要する。)

連番	サービス名称	体制等名称	令和6年度報酬改定に伴い体制届の提出を 要する条件(盛岡市の取り扱い)	旧加算の読み替え対応
50	72 認知症対応型通所介護/74 介護予防認知症対応型通所介護	業務継続計画策定の有無	「1 減算型」に該当する場合	
51	73 小規模多機能型居宅介護/75 介護予防小規模 多機能型居宅介護/68 小規模多機能型居宅介護(短期利用)/69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」に該当する場合	
52	73 小規模多機能型居宅介護/75 介護予防小規模 多機能型居宅介護/68 小規模多機能型居宅介護(短期利用)/69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	業務継続計画策定の有無	「1 減算型」に該当する場合	
53	73 小規模多機能型居宅介護/75 介護予防小規模 多機能型居宅介護/68 小規模多機能型居宅介護(短期利用)/69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	認知症加算	「2 あり」に該当する場合	
54	73 小規模多機能型居宅介護/75 介護予防小規模 多機能型居宅介護/68 小規模多機能型居宅介護(短期利用)/69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	総合マネジメント体制強化加算	「3 加算Ⅰ」に該当する場合	旧「2 あり」の場合は 新「2 加算Ⅱ」に読み替え 可能
55	73 小規模多機能型居宅介護/75 介護予防小規模 多機能型居宅介護/68 小規模多機能型居宅介護(短期利用)/69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	生産性向上推進体制加算	「1 なし」以外に該当する場合	
56	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」に該当する場合	
57	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	業務継続計画策定の有無	「1 減算型」に該当する場合	
58	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	医療連携体制加算 I	(全て読み替え対応可能)	旧「2 加算Ⅰ」の場合は 新「2 加算Ⅰ八」に、 旧「3 加算Ⅱ」の場合は 新「3 加算Ⅰロ」に、 旧「4 加算Ⅲ」の場合は 新「4 加算Ⅰイ」に、 それぞれ読み替え可能
59	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	医療連携体制加算 II	「2 あり」に該当する場合	
60	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	認知症チームケア推進加算	「1 なし」以外に該当する場合	
61	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	高齢者施設等感染対策向上加算 I	「2 あり」に該当する場合	
62	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	「2 あり」に該当する場合	
63	32 認知症対応型共同生活介護/37 介護予防認知症対応型共同生活介護/38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)/39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	生産性向上推進体制加算	「1 なし」以外に該当する場合	
64	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」に該当する場合	
65	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	業務継続計画策定の有無	「1 減算型」に該当する場合	
66	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	個別機能訓練加算	「1 なし」以外に該当する場合	※旧区分の読み替え不可
67	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	認知症チームケア推進加算	「1 なし」以外に該当する場合	
68	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	高齢者施設等感染対策向上加算 I	「2 あり」に該当する場合	
69	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	「2 あり」に該当する場合	
70	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生産性向上推進体制加算	「1 なし」以外に該当する場合	
71	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	高齢者虐待防止推進実施の有無	「1 減算型」に該当する場合	
72	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	業務継続計画策定の有無	「1 減算型」に該当する場合	
73	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	認知症加算	「2 あり」に該当する場合	
74	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	緊急時対応加算	「2 あり」に該当する場合	※旧「緊急時訪問看護対応加算」の読み替え不可
75	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	専門管理加算	「1 なし」以外に該当する場合	
76	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	遠隔死亡診断補助加算	「1 なし」以外に該当する場合	
77	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	総合マネジメント体制強化加算		旧「2 あり」の場合は 新「2 加算Ⅱ」に読み替え 可能
78	77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	生産性向上推進体制加算	「1 なし」以外に該当する場合	